

「第1給食センター（仮称）整備運営事業：入札説明書等」訂正箇所新旧対照表

平成24年8月2日

平成24年6月20日に公表した「入札説明書等に関する第1回質問に対する回答について」の入札説明書等（修正版）からの訂正箇所の対照表を以下に示します。

■入札書類第二次審査様式集（その1）

該当箇所	訂正前	訂正後																																																				
様式G-1	1 収入（単位：千円/年） <table> <tr> <th>区分</th><th>サービス購入費</th><th>金額</th></tr> <tr> <td rowspan="3">給食センターの設計・建設</td><td colspan="2">サービス購入費A（一括払い）</td></tr> <tr> <td rowspan="2">サービス購入費B（割賦払い）</td><td>元金償還額</td></tr> <tr> <td>支払金利</td></tr> <tr> <td>配膳室改修</td><td colspan="2">サービス購入費C（一括払い）</td></tr> <tr> <td>開業準備</td><td colspan="2">サービス購入費D（一括払い）</td></tr> <tr> <td rowspan="4">維持管理・運営</td><td rowspan="2">サービス購入費E（固定料金）</td><td>維持管理業務</td></tr> <tr> <td>運営業務</td></tr> <tr> <td rowspan="2">サービス購入費F（変動料金）</td><td>維持管理業務</td></tr> <tr> <td>運営業務</td></tr> <tr> <td>事前配送及び配膳室業務</td><td colspan="2">サービス購入費G</td></tr> </table>	区分	サービス購入費	金額	給食センターの設計・建設	サービス購入費A（一括払い）		サービス購入費B（割賦払い）	元金償還額	支払金利	配膳室改修	サービス購入費C（一括払い）		開業準備	サービス購入費D（一括払い）		維持管理・運営	サービス購入費E（固定料金）	維持管理業務	運営業務	サービス購入費F（変動料金）	維持管理業務	運営業務	事前配送及び配膳室業務	サービス購入費G		1 収入（単位：千円） <table> <tr> <th>区分</th><th>サービス購入費</th><th>金額（事業期間合計）</th></tr> <tr> <td rowspan="3">給食センターの設計・建設</td><td colspan="2">サービス購入費A（一括払い）</td></tr> <tr> <td rowspan="2">サービス購入費B（割賦払い）</td><td>元金償還額</td></tr> <tr> <td>支払金利</td></tr> <tr> <td>配膳室改修</td><td colspan="2">サービス購入費C（一括払い）</td></tr> <tr> <td>開業準備</td><td colspan="2">サービス購入費D（一括払い）</td></tr> <tr> <td rowspan="6">維持管理・運営</td><td rowspan="3">サービス購入費E（固定料金）</td><td>維持管理費相当額</td></tr> <tr> <td>運営費相当額</td></tr> <tr> <td>その他費用</td></tr> <tr> <td rowspan="3">サービス購入費F（変動料金）</td><td>中学校献立料金相当額</td></tr> <tr> <td>特別支援学校献立料金相当額</td></tr> <tr> <td>特別食料金相当額</td></tr> <tr> <td>事前配送及び配膳室業務</td><td colspan="2">サービス購入費G</td></tr> </table>	区分	サービス購入費	金額（事業期間合計）	給食センターの設計・建設	サービス購入費A（一括払い）		サービス購入費B（割賦払い）	元金償還額	支払金利	配膳室改修	サービス購入費C（一括払い）		開業準備	サービス購入費D（一括払い）		維持管理・運営	サービス購入費E（固定料金）	維持管理費相当額	運営費相当額	その他費用	サービス購入費F（変動料金）	中学校献立料金相当額	特別支援学校献立料金相当額	特別食料金相当額	事前配送及び配膳室業務	サービス購入費G	
区分	サービス購入費	金額																																																				
給食センターの設計・建設	サービス購入費A（一括払い）																																																					
	サービス購入費B（割賦払い）	元金償還額																																																				
		支払金利																																																				
配膳室改修	サービス購入費C（一括払い）																																																					
開業準備	サービス購入費D（一括払い）																																																					
維持管理・運営	サービス購入費E（固定料金）	維持管理業務																																																				
		運営業務																																																				
	サービス購入費F（変動料金）	維持管理業務																																																				
		運営業務																																																				
事前配送及び配膳室業務	サービス購入費G																																																					
区分	サービス購入費	金額（事業期間合計）																																																				
給食センターの設計・建設	サービス購入費A（一括払い）																																																					
	サービス購入費B（割賦払い）	元金償還額																																																				
		支払金利																																																				
配膳室改修	サービス購入費C（一括払い）																																																					
開業準備	サービス購入費D（一括払い）																																																					
維持管理・運営	サービス購入費E（固定料金）	維持管理費相当額																																																				
		運営費相当額																																																				
		その他費用																																																				
	サービス購入費F（変動料金）	中学校献立料金相当額																																																				
		特別支援学校献立料金相当額																																																				
		特別食料金相当額																																																				
事前配送及び配膳室業務	サービス購入費G																																																					

■基本協定書（案）

該当箇所	訂正前	訂正後
第6条第3項 〔2 ページ〕	3 前項の規定にかかわらず、事業契約の締結までに、福岡県警察本部からの通知に基づき、乙の各構成員又は各協力企業のいずれかが次の各号の事由に該当するときは、甲は事業契約を締結しないことができるものとする。 (1) (略) (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有している認められるとき。 (8) (略)	3 <u>事業契約の締結までに</u>、福岡県警察本部からの通知に基づき、乙の各構成員又は各協力企業のいずれかが次の各号の事由に該当するときは、甲は事業契約を締結しないことができるものとする。 (1) (略) (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有している<u>と認められる</u>とき。 (8) (略)

■事業契約書（案）

該当箇所	訂正前	訂正後
目次	(略) 第 83 条（維持管理・運営期間開始後の解除）・・・・・・・・・・ 39 (略) 第 91 条（第三者の責に帰すべき事由による各施設の損害）・・・・ 44 (略) 第 93 条（著作権の侵害の防止）・・・・・・・・・・・・・・ 45 (略)	(略) 第 83 条（維持管理・運営期間開始後の解除）・・・・・・・・・・ 38 (略) 第 91 条（第三者の責に帰すべき事由による各施設の損害）・・・・ 43 (略) 第 93 条（著作権の侵害の防止）・・・・・・・・・・・・・・ 44 (略)
第 79 条第 3 項 〔36 ページ〕	3 第 1 項の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、福岡市は、増加費用及び損害が福岡市に発生した場合において当該増加費用及び損害の額が同項の金額を超えるときは、その超過額について事業者は損害賠償を請求することができ、前 2 項の金額と当該損害賠償の請求額を対当額で相殺することができる。なお、本契約の解除により、福岡市が自ら、又はその指定する第三者をして、本事業の全部又は一部を継続させるために必要な事業者の選定を行った場合、かかる選定に要した合理的な費用は、前文にいう増加費用及び損害とみなす。また、選定された事業者に支払うべき事業費の、対応する業務にかかるサービス購入費と比べての増加額は、第一文にいう増加費用及び損害と推定する。	3 第 1 項の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、福岡市は、増加費用及び損害が福岡市に発生した場合において当該増加費用及び損害の額が同項の金額を超えるときは、その超過額について事業者は損害賠償を請求することができ、前 2 項の金額と当該損害賠償の請求額を対当額で相殺することができる。<u>(以下、削除)</u>
第 80 条第 4 項 〔37 ページ〕	4 第 1 項の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、福岡市は、増加費用及び損害が福岡市に発生した場合において当該増加費用及び損害の額が同項の金額を超えるときは、その超過額について事業	4 第 1 項の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、福岡市は、増加費用及び損害が福岡市に発生した場合において当該増加費用及び損害の額が同項の金額を超えるときは、その超過額について事業

	者に損害賠償を請求することができ、前2項の金額と当該損害賠償の請求額を対当額で相殺することができる。なお、本契約の解除により、福岡市が自ら、又はその指定する第三者をして、本事業の全部又は一部を継続させるために必要な事業者の選定を行った場合、かかる選定に要した合理的な費用は、前文にいう増加費用及び損害とみなす。また、選定された事業者に支払うべき事業費の、対応する業務にかかるサービス購入費と比べての増加額は、第一文にいう増加費用及び損害と推定する。	者に損害賠償を請求することができ、前2項の金額と当該損害賠償の請求額を対当額で相殺することができる。 <u>(以下、削除)</u>
別紙1：2 [50 ページ]	免責金額： 1 事故あたり千円以下	免責金額： 1 事故あたり <u>5万円</u> 以下

■要求水準書

該当箇所	訂正前	訂正後																																
Ⅱ． 6．（４） ア 〔 9 ページ〕	ア スムーズな移動が行えるように、アプローチ、人の動線、車の動線、サイン等について「ユニバーサルシティ福岡」の考え方を考慮したデザインとする。	ア スムーズな移動が行えるように、アプローチ、人の動線、車の動線、サイン等について「 <u>ユニバーサル都市・福岡</u> 」の考え方を考慮したデザインとする。																																
Ⅱ． 6．（４） エ 〔10 ページ〕	エ バリアフリーについては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に定める建築物移動等円滑化基準及び「福岡市福祉のまちづくり条例」に定める整備基準を満たす計画とするとともに、本施設内部全般において「ユニバーサルシティ福岡」の考え方に沿って、ユニバーサルデザインに配慮した施設とする。	エ バリアフリーについては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に定める建築物移動等円滑化基準及び「福岡市福祉のまちづくり条例」に定める整備基準を満たす計画とするとともに、本施設内部全般において「 <u>ユニバーサル都市・福岡</u> 」の考え方に沿って、ユニバーサルデザインに配慮した施設とする。																																
Ⅱ． 9．（１） エ 〔34 ページ〕	エ 配膳盆については、市が調達する。 表 Ⅱ－ 6 食缶仕様一覧【中学校用】 <table><tr><th>項目</th><th>数 量 （個）</th><th>用途</th><th>サイズ</th></tr><tr><td>高性能断熱食缶</td><td>必要数</td><td>汁物、シチュー類等</td><td>13～15ℓ</td></tr><tr><td>高性能断熱食缶</td><td>必要数</td><td>煮物、麺、和え物等</td><td>10ℓ程度、角形</td></tr><tr><td>高性能断熱食缶</td><td>必要数</td><td>揚げ物、焼き物、和え物等</td><td>7 ℓ程度、角形</td></tr></table> ※パッキン等がついていて、配送途中で汁物がこぼれない仕様となっている。 ※生徒が 1 階から 4 階まで階段を使って持ち運びするので、重量は 5 kg	項目	数 量 （個）	用途	サイズ	高性能断熱食缶	必要数	汁物、シチュー類等	13～15ℓ	高性能断熱食缶	必要数	煮物、麺、和え物等	10ℓ程度、角形	高性能断熱食缶	必要数	揚げ物、焼き物、和え物等	7 ℓ程度、角形	エ 配膳盆については、市が調達する。 表 Ⅱ－ 6 食缶仕様一覧【中学校用】 <table><tr><th>項目</th><th>数 量 （個）</th><th>用途</th><th>サイズ</th></tr><tr><td>高性能断熱食缶</td><td>必要数</td><td>汁物、シチュー類等</td><td>13～15ℓ</td></tr><tr><td>高性能断熱食缶</td><td>必要数</td><td>煮物、麺、和え物等</td><td>10ℓ程度、角形</td></tr><tr><td>高性能断熱食缶</td><td>必要数</td><td>揚げ物、焼き物、和え物等</td><td>7 ℓ程度、角形</td></tr></table> ※パッキン等がついていて、配送途中で汁物がこぼれない仕様となっている。 ※生徒が 1 階から 4 階まで階段を使って持ち運びするので、重量は 5 kg	項目	数 量 （個）	用途	サイズ	高性能断熱食缶	必要数	汁物、シチュー類等	13～15ℓ	高性能断熱食缶	必要数	煮物、麺、和え物等	10ℓ程度、角形	高性能断熱食缶	必要数	揚げ物、焼き物、和え物等	7 ℓ程度、角形
項目	数 量 （個）	用途	サイズ																															
高性能断熱食缶	必要数	汁物、シチュー類等	13～15ℓ																															
高性能断熱食缶	必要数	煮物、麺、和え物等	10ℓ程度、角形																															
高性能断熱食缶	必要数	揚げ物、焼き物、和え物等	7 ℓ程度、角形																															
項目	数 量 （個）	用途	サイズ																															
高性能断熱食缶	必要数	汁物、シチュー類等	13～15ℓ																															
高性能断熱食缶	必要数	煮物、麺、和え物等	10ℓ程度、角形																															
高性能断熱食缶	必要数	揚げ物、焼き物、和え物等	7 ℓ程度、角形																															

	以下とする。 ※持ち手は、生徒が握りやすい形状になっている。 ※サイズ、数量は教職員分については各校 1 個分を別途考慮する。	以下とする。 ※持ち手は、生徒が握りやすい形状になっている。 ※サイズ、数量は教職員分については各校 1 個分を別途考慮する。 <u>※既存のクラスワゴンの規格に合わない形状の食缶等を導入する場合には、事業者によりクラスワゴンを更新すること。</u>
Ⅱ. 10 [36 ページ]	10. 学校配膳室改修業務 「事前調査業務及びその関連業務」、「設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務」、「建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務」及び「工事監理業務」の要求水準等に従い、表Ⅱ－13「学校配膳室改修概要」に示す配送対象の中学校については、「ユニバーサルシティ福岡」の考え方に沿って、昇降階段を除却し、室内床面と廊下面をフラット化することを基本とした配膳室の改修を行う。ただし、校舎棟外に設置されている独立型配膳室については、建て替えを行うこととする。 (略)	10. 学校配膳室改修業務 「事前調査業務及びその関連業務」、「設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務」、「建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務」及び「工事監理業務」の要求水準等に従い、表Ⅱ－13「学校配膳室改修概要」に示す配送対象の中学校については、「<u>ユニバーサル都市・福岡</u>」の考え方に沿って、昇降階段を除却し、室内床面と廊下面をフラット化することを基本とした配膳室の改修を行う。ただし、校舎棟外に設置されている独立型配膳室については、建て替えを行うこととする。 (略)